

「借りたいのに借りられない…」をサポートします。
 高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の居住ニーズに対応し、民間賃貸住宅ストックを有効活用することにより、よりスムーズな入居を、より安定した住生活を応援します

あんしん賃貸支援事業は、民間賃貸住宅の市場において、高齢者、障害者、外国人及び子育て世帯の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅に関する情報などを提供するとともに、様々な居住支援サービスの提供を促すことにより、高齢者等の居住の安定確保と安心できる賃貸借関係の構築を目的とし、国土交通省において実施する事業です。

高齢者等の入居をサポートする仲介事業者として都道府県に登録された不動産店

あんしん賃貸住宅協力店

あんしん賃貸住宅の登録促進や仲介等を通じて高齢者等の円滑な入居に関する助言等を行う協力店に関する情報(名称・住所・連絡先等)



居住支援に関する情報

市町村の住宅部局・福祉部局 など

市町村が自ら行う居住支援施策(活動)に関する情報等(居住サポート事業など)



【対象】

高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯であって、家賃等を適正に支払い、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる方(居住支援を受けることによって自立することが可能となる方を含む。)



協定など



高齢者等の入居を受け入れることとして都道府県に登録された賃貸住宅

あんしん賃貸住宅

賃貸住宅に関する情報(賃貸住宅の所在地・戸数・家賃・規模・構造・増数・リニアフルー状況等)



入居の円滑化及び居住の安定確保を支援することとして都道府県に登録された団体

あんしん賃貸支援団体

社会福祉法人、NPO法人等があんしん賃貸住宅への入居(希望)者等に対して行う、各種の居住支援サービスに関する情報(団体名・支援内容・対象エリア等)

登録機関(都道府県)

あんしん賃貸住宅/あんしん賃貸住宅協力店/あんしん賃貸支援団体の登録情報については、都道府県が登録簿を閲覧に供するとともに、ホームページにより情報提供します。

あんしん賃貸住宅の情報はこちらから…

<http://www.anshin-chintai.jp/>

(財)高齢者住宅財団 TEL 03-3206-6437

高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進し、安心できる賃貸借関係の構築を実現するため、居住に関する各種サポートの提供を促します。

入居前の支援

■ 契約手続きの立ち会い



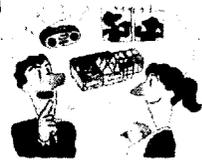
賃貸借契約の立会い及び介添えを行い、トラブルを未然に防止します。

■ 通訳派遣



言葉や生活習慣の違いによる不安や心配を解消し、トラブルを未然に防止します。

■ 生活ルール等の説明



集合住宅の住まい方や近隣の配慮事項など生活ルール等の説明により、トラブルを未然に防止します。

■ 市場慣行についての説明



複雑な市場慣行(一時金の性格など)を事前にきちんと理解してもらうことにより、退去時等のトラブルを未然に防止します。

入居後の支援

■ 電話相談



借主、貸主のいずれかが困っているときに、電話での相談に応じ、不安や悩みの解消を図ります。

■ トラブル時の対応



トラブルが生じた際に、対応の手助けをして迅速かつ確実な解決を図ります。

■ 見守り・医療機関との連携



電話等による安否確認や、服薬に係る相談対応などを行うとともに、必要に応じて医療機関に連絡等を行い、事故等を未然に防止します。

■ 緊急時の対応



入居者が事故、死亡等に至った際の関係行政機関、連帯保証人、緊急連絡先等への連絡、相談等をサポートします。

◇地域により支援メニューは異なります。(地域ごとの支援メニューは「あんしん賃貸住宅」のホームページに掲載されています。なお、支援サービスには有料のものがあります。)あんしん賃貸住宅への「入居」に関しては、通常の入居審査を経る必要があります。



平成20年9月24日

社会保障審議会 障害者部会
部会長 潮谷 義子 様

社団法人全国脊髓損傷者連合会
副理事長 大濱 眞

障害者自立支援法の報酬・基準改定にあたって

障害者自立支援法の法改正および報酬改定等にあたっては、重度障害者等の地域生活を支援する観点から、訪問系サービス等について、サービス支給量とサービス提供の基盤整備の両面について、改善に向けた取り組みが必要だと考えます。

1. 訪問系サービスの支給量について

- (1) 市町村が「必要な人に必要なサービスを」という法の理念に則って適切な支給決定が行えるように、国庫負担基準の廃止によって、市町村が支弁した費用の全額を国庫負担の対象とする必要があります。

⇒平成20年7月15日提出の当会資料のp.p.7-17

- (2) 25%負担が重く押し掛かってしまう小規模市町村等に対して国が直接財政支援を行うことについて、検討が必要だと考えます。

⇒平成16年10月12日「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案について）」における調整交付金構想（都道府県経由での財政調整）

- (3) ケアホームの身体障害者への対象拡大については慎重な検討が不可欠であると考えます。

⇒平成20年7月15日提出の当会資料のp.18

2. 訪問系サービスの提供基盤の整備について

- (1) 重度訪問介護について、「支給決定を受けたのにサービスが利用できない」という問題を解決するために適切な報酬単価が不可欠です。

⇒平成20年7月15日提出の当会資料のp.p.4-6

- (2) 居宅介護について、ヘルパー3級の従事資格を今後も継続すべきだと考えます。

⇒ピアヘルパーの取り組み

【別添】

資料① 読売新聞 平成20年9月2日付朝刊

資料② 朝日新聞（大阪本社版） 平成20年9月18日付朝刊

資料③ 朝日新聞（大阪本社版） 平成20年9月19日付朝刊

社会保障 女性

重度身体障害者の支援

重い障害を持った人が、自宅で生活しながら社会参加を目指すケースが増えている。2006年度に施行された障害者自立支援法でも、必要な支援を行うことがうたわれているが、理念通りに進んでいない。

(社会保障部 安田武晴)

◆介護移住

高校時代、柔道のけいこで頸髄を損傷した木下昌さん(37)は、今年4月、東京・目黒区のアパートで母親と暮らし始めた。昔から下が動かず、人工呼吸器を付けている。ヘルパーによる訪問介護と母親の介護を受けながら、大学進学を目指して勉強している。

「自立」に介護不足の壁

要なサービスを提供できる事業所がないことも分かった。前記の通り、ヘルパーの介助で、車いすからベッドへ移動する木下昌さん(東京都目黒区)の自宅アパートで。



電動車いすとヘルパーの介助で、車いすからベッドへ移動する木下昌さん(東京都目黒区)の自宅アパートで。

ただ、これだけでは自立は無理なことから、母親も一緒に上京し、毎夜、呼吸器

前の権利を認めてほしい」と訴える。

◆地域格差

自立支援法は、障害者が自ら選択した場所に住み、自立した社会生活を営めるよう、市町村は必要な介護などを給付する責務があると明記している。

欧米 専属ケアで権利保障

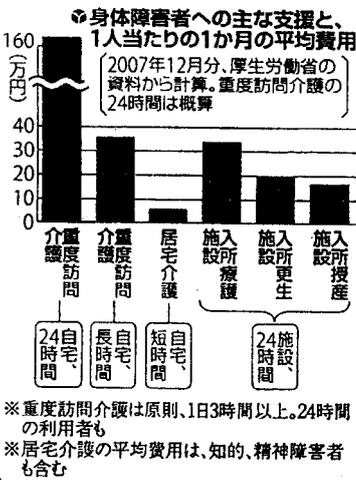
欧米では、障害者が自立生活を送る権利を保障する制度が整備されており、参考になる点が多い。

米カリフォルニア州では、重度の障害者は、専属介護者を1日最大9時間利用できるほか、必要に応じて追加的な介護・看護、夜間の緊急訪問などもあり、市が賄うが、週20時間

は、多額の費用がかかり、給付に消極的になりがちだ。サービス提供費用は、原則9割が公費で賄われ、国が2分の1、都道府県と市町村は4分の1ずつの負担。24時間介護の場合外出夜間などの加算も含め、公費だけで1年約1000万円が必要で、市町村の負担は約450万円、国の負担は本来なら約2分の1の約900万円になる。

国から支給されるのは、最重度で一律約355万円。1日6時間分に過ぎず、これを超える長時間の利用者が多いと、市町村の持ち出しになることもある。

重度訪問介護の利用者は、全国で約7000人にとり、日本せきすい基金によると、1日20時間以上の利用者がいる自治体は、基金が把握しているだけで88



※重度訪問介護は原則、1日3時間以上、24時間の利用者の利用も
※在宅介護の平均費用は、知的、精神障害者も含む

③つの提案

- 費用負担は都道府県単位で調整
- 重度訪問介護の報酬引き上げを
- 地域生活の権利、公的支援で保障

必要な介護が給付されず、当然の社会参加ができないのは、障害者本人だけでなく、社会にとってもマイナスだ。国は費用の確保に責任を持つべきだ。

多くの事業者が、厚労省が設定する重度訪問介護の報酬単価が安いことを理由に挙げている。利用者が最重度でも、日中で1時間平均1665円。介護保険の訪問介護(身体介護中心で4020円)に比べてかなり安い。

事業者団体である全国自立生活センター協議会の中野正司代表は、今の利用者にはヘルパーを派遣するのが精いっぱい。社会参加する重度障害者は、ほとんど増えないと明かすが、報酬単価の引き上げは、費用の増額につながるという問題もある。

市区町村にとまっている。全国盲導犬協会連合会など関係団体は、小さな自治体で24時間の利用者が現れても困らないよう、都道府県単位で費用負担を調整する仕組みを厚労省に提案している。大浜真副理事長は「今の仕組みだと、長時間介護を必要とする人は住みたい所に住めない」と話す。

ヘルパーの介助で、車いすからベッドへ移動する木下昌さん(東京都目黒区)の自宅アパートで。

ヘルパーの介助で、車いすからベッドへ移動する木下昌さん(東京都目黒区)の自宅アパートで。

ヘルパーの介助で、車いすからベッドへ移動する木下昌さん(東京都目黒区)の自宅アパートで。

ヘルパーの介助で、車いすからベッドへ移動する木下昌さん(東京都目黒区)の自宅アパートで。

ヘルパーの介助で、車いすからベッドへ移動する木下昌さん(東京都目黒区)の自宅アパートで。

ヘルパーの介助で、車いすからベッドへ移動する木下昌さん(東京都目黒区)の自宅アパートで。

ヘルパーの介助で、車いすからベッドへ移動する木下昌さん(東京都目黒区)の自宅アパートで。

低賃金ヘルパー足りぬ



それでも月に数日、夜間介助を受けられない日がある。持病のため急に意識が混濁したり、体温がうまく調節できなくなったりする恐れは絶えずある。ヘルパーがいれば夜は、死の恐怖におびえる。

市の福祉事務所にヘルパーを探してもらったこともあるが、30を超す事業所から断られ、紹介された事業所も条件が折り合わなかった。

「ヘルパー不足で生存権すら危うい状況だ」

背景にあるのは、障害者自立支援法の介護報酬の低さだ。特に、重度訪問介護サービスの事業者の間では、十分な賃金が払えないためヘルパーが集められないとの声が強まっている。

京都市障害福祉課課長である「ヘルパーを見つけてほしい」という利用者からの相談はこの1年、目立って増えてきた。斎藤泰樹・在宅福祉担当課長は「重度訪問介護の報酬は決して十分とは言えず、引き上げを国に求めている」と話す。

このデモの先頭には、赤い字で「過労死」と書かれたプラカードを手にした渡辺さん(22)の姿もあった。重度障害者の介助をするヘルパーの集まり「かりん燈籠」万人の所得保障を目指す「介助者の会」(事務局・京都府)

利用者「生存権の危機」■事業所「現場もたない」

市(のメンパー)だ。低賃金と重労働に耐えられなくなったヘルパーが職場を去り、残った人は過重労働でつぶれていく。渡辺さんらはここ数年、悪循環に陥った事業所を身近に見てきた。

市内の事業所に責任者として勤める男性ヘルパー(28)は、デモに参加する予定だったがかなわなかった。変更のきかない介助予定があったからだ。

3月、同僚の20代女性がこの仕事を続けるのはきつい」と言い残し、看護師を目指すために退職した。7月、20代の男性職員が過労で入院した。

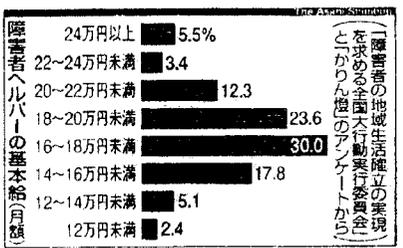
人手不足で代役がいなかったため、体調が悪くても休めない。7月の労働時間は300時間を超えた。休日は月曜日だけ。しかも日曜は夜勤なので「明け休みにする。この1年、夏休みや正月休みを含め、連休を取った記憶はない」

求人をかけても最近は何い合わずにすらい。週に2、3人サービスの利用申し込みがあるが、人をちりくりでいき、断らざるを得ない状態だ。

時給は1100円。支援法ができてから100円下がった。利用者宅の間を移動する交通費も足りず、7月は計約2万円を



若い介助者と一掃にデモ行進し、ヘルパーの待遇改善を訴える。◎さん(中央) 11月7日、京都市内



過労死水準超す人16.6%

800を超す団体でつくる「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動実行委員会」(かりん燈籠)は今年、障害者を介助するヘルパー約800人にアンケートした。それによると月給制で働くヘルパーの基本給は平均18万円。1カ月分以上のボーナスありは15.5%、「昇給あり」は11.5%にとどまった。一方、月の平均労働時間(正職員)は194.7時間。過労死

ラインの水準(月80時間の残業)を超すと考えられる「月240時間以上」の人が16.6%いた。実行委員会はこれとは別に07年秋、人材確保をテーマに事業者にアンケートし、全国の事業者から回答を得た。それによると、「週3カ月ヘルパー不足のために新規利用者を断らざるを得なかった」と答えた事業所が4分の3に達した。

こうした現状を踏まえ、障害者自立支援法の見直しに関する与党の報告書(07年12月)には、人材確保と事業者の経営安定の観点から、09年4月に報酬を改定することが盛り込まれた。介護の担い手不足は高齢者の分野でも深刻さを増し、社会保障の根底を揺るがす問題となっている。「介護従事者処遇改善法」が5月に国会で成立したが、具体策はまだ見えない。福祉現場の崩壊を食い止めるために、技術的な対策を急ぐ必要がある。

重度訪問介護 長時間の支援が必要な障害者に、身体介護、家事援助、移動支援などを一体的に提供する障害者自立支援法のサービス。全国で約7千人(07年12月)が利用する。障害者の程度や移動介護の時間に応じて加算がある。支援法以前の「支援報酬制度」時代は、ほぼ同様の支援を「日常生活支援」と「移動介護」のサービスの組み合わせで提供していた。NPO法人「中部障害者解放センター」(大阪市)の石田義典事務局長は「多くの事業所は自立支援法になってから報酬が削減されているはずだ」と指摘する。

「自腹」で出した。残業代は一部未払い。妻の手取りは月約25万円にとどまる。この事業所では支援法が施行された06年、介助1時間あたり平均収入が06年比で約5%、04年比で約12%下がった。いま報酬全体の9割を人件費にあてており、これ以上の時給引き上げは厳しい。「もう現場はもたない。何とか報酬を引き上げてほしい」

かりん燈籠の渡辺さんは「このままではヘルパーの過労死や重度障害者の死亡事故が起きる」と警鐘を鳴らす。

※引用者注① 記事文中の◎さんについてはご本人との連絡が間に合わなかったため氏名を伏せた。
注② 記事文中の「重度訪問介護の報酬引き上げを国に要望」とは、大都市の心身障害者(児)福祉主管課長会議等によるものを指す。
注③ 写真はライセンスの関係で転載してはいない。

地域で暮らしたいのに



水分を控えて脱水症状になったこともある。緊急時に電話する手だてもない。「命の危険を感じる一日々だ。」

市は支援法施行後、厚生労働省の説明に基づいて「支給決定基準」を作り、介護の必要時間を決めていた。市の重度訪問介護の基本時間は、石田さんのように最も重度の重い障害があった一人暮らしの場合、20.6時間。これに本人の身体状況などを考慮して15〜50%の加算がある。それでも本人の希望を大きく下回る場合は、「非定額」として本人に必要なサービス量を算定し、市の審査会の意見を聞いて決める。「非定額」の石田さんは「私には24時間介護が必要だ。他人の手を借りて自分の意思を実現し、人生をつくるのも自立。障害者が地域で生きる道を閉ざさないで」と話す。

差に支援する所住 ■ 突然削減の介護の頼み

いる状態ではないので、24時間の介護を要する状態をどういえない」と反論している。

埼玉県川口市。市が定めた移動支援サービスの要綱に対して、障害者団体から「制限が多すぎて使えない」と見直しを求める声があがっている。

要綱によると、利用が認められるのは、公的機関や病院など

に行く時、文化教室活動に参加する時など。サービスが使えない項目も明記された。例えば次のような制限に批判がある。

「遊園地等の遊」

「入場料、入館料を支払う建物内で活動するとき」

市障害福祉課は「遊園地やスポーツセンターや風俗などを指定したもので、通常の余暇活動は認めない」と説明する。しかし「窓口で『遊び目的は認められない』と

「意見や情報を把握せよ」。〒530-8211 朝日新聞大阪本社生活文化グループ「消えた安全網」係へ。ファックス(06-62601-0179)かメール(saikatsunen@asahi.com)で受け付けてます。

真

写

和歌山市内のアパートの一室。車いすの石田雅俊さん(40)が、隣室で待機するヘルパーの男性(左)に「お願」と声をかけ、トイレの介助を頼んだ。属性まで全身に機能障害がある。首から下が動かず、一人で歩くことも食事までできない。事業所から派遣されるヘルパーが命綱だ。

6歳から35歳までの通算15年間、施設で生活した。「管理」される生活に苦しみを感じ、一人暮らしを始めたのは4年半前。自由に行きたい所に行き、好物が食べられる。そんなささやかな喜びをいつまで続けられるのか。不安が頭をよぎる。障害者自立支援法が施行された06年当時、市から支給された重度訪問介護は月47.8時間あった。ところが翌年、突然10.1時間減らされた。今年8月、通院などの分として19時間減らして月30.6時間になったが、これに生活保護でまかなえる介護時間を合わせても、ヘルパーのいない「空白」が1日8時間程度生じる。

「重度障害者の地域生活に欠か」

「サービス実費半額 国は負担を」

「これに対して市は「一人暮らしにも十分償い、特別に考慮する必要がなくなると判断し、夜間の基本時間を3時間減らした。生命の危険が迫迫して

ヘルパーの男性(左)にストローで飲み物を飲ませてもらう石田雅俊さん(右)和歌山市内

超過分は市町村が全額負担	(市町村) 超過超過額 ×100%	国庫負担基準 ×25%
(市町村) 給付費×25%	(都道府県) 国庫負担基準 ×25%	(国) 国庫負担基準 ×50%
(都道府県) 給付費×25%	(国) 給付費×50%	

せない介護サービスの枯渇が自立、自治体間格差も大きくなっていく(DPI)障害者インターナショナル)日本会議の尾上博一事務局長は危機感を募らせる。その要因として挙げるのが、障害者自立支援法独自の財政ルールだ。

支援法は、重度訪問介護などのホームヘルプのサービス費用を国が2分の1、都道府県と市町村がそれぞれ4分の1負担することを義務づけた。だが、国や都道府県が負担するのは、国が決めた国庫

負担基準額)の範囲内。つまり、市町村が決定したサービス量の費用が基準額を越えると、超過分は市町村の持ち出しになる(四)。

厚生労働省は、国の基準が支給量の上限にならないよう自治体に周知しているが、自治体からは「国が十分な負担をしないのでは厳し」との本音もあがる。

尾上事務局長は「国は、実際にかかる費用の2分の1を基準額に関係なく、負担すべきだ。福祉サービスを支えさせる自治体は赤字になるのでは」「施設から地域へ」といって障害者の自立は進まな

一方、同じ県内でも、さいたま市の要綱はすいぶん違う。生活に不可欠な外出に加え、シヤア、外食、スポーツ観戦なども社会参加のため認めると明記。さらに代車や仮食、食車、トイレ介助、移動先での活動支援も付随行為として認める。

自治体によって、これほどの違いがあるのはなぜか。移動支援は、市町村が実施する「地域生活支援事業」とされ、サービス範囲などが自治体任せとされたからだ。厚生労働省は「地域の実情に応じて各自治体の判断でやっていた方がいい」と(障害者保健福祉部)と説明する。

自治体の考え方や財政事情で社会参加の範囲が左右されるのはおかしいという声は強い。

(この連載は森本美紀、清川卓史、向井大輔が担当しました)